

香取市循環バス広告掲載取扱要領

	平成23年7月15日	香企画第152号
改正	平成23年12月20日	香企画第322号
改正	平成25年5月29日	香企画第73号
改正	平成26年2月1日	香企画第255号
改正	平成26年5月1日	香企画第31号
改正	平成30年12月20日	香企画第314号
改正	令和元年12月9日	香企画第346号
改正	令和3年1月1日	香企画第321号
改正	令和3年8月1日	香企画第184号
改正	令和4年1月1日	香企画第343号
改正	令和6年7月1日	香企画第166号

(趣旨)

第1条 この要領は、香取市内を運行する循環バスに掲載する広告の取り扱いについて、香取市広告掲載要綱（平成20年10月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告の媒体は、次のとおりとする。

(1) バス車両（車内）

(2) バス車両（車体（車窓含む））

(広告掲載車両)

第3条 広告を行うバス車両は、次の各号に掲げる路線における使用車両（以下「香取市循環バス」という。）とする。ただし、車両点検時等に使用する予備車両は除くものとする。

(1) 佐原市街地ルート 2台

(2) 小見川市街地ルート 2台

(広告の掲載位置)

第4条 香取市循環バスに掲載する広告の位置は、別表1のとおりとする。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間(広告の掲載及び撤去の作業に要する期間を含む。)は、毎年4月上旬から翌年または翌々年3月31日までの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、掲載期間の途中から広告の掲載を行うときは、掲載開始日から当該掲載期間の満了する日までを期間とする。

(広告の規格、枠数及び広告掲載料)

第6条 広告の規格及び枠数、広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、別表2のとおりとする。

- 2 掲載料の計算は、月を単位とする。
- 3 掲載料の計算に当たっては、掲載開始日の属する月から掲載終了日の属する月までの月数に、1月当たりの広告掲載料(以下「月額掲載料」という。)を乗じて算出するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、広報かとり、香取市のホームページ等で周知のうえ、期間を定めて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、掲載希望がない枠、又は空きの生じた枠は、確定次第随時申込みを受け付けるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、香取市循環バス広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載する広告案を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 提出された広告案の内容、デザイン等については、香取市広告掲載基準(平成20年10月1日施行。以下「掲載基準」という。)に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 第7条第1項による掲載希望者の数が、別表2の同一の掲載箇所

に複数の申込みがあるときは、当該箇所ごとに、次に掲げる順位によって掲載の可否を決定するものとする。

(1) 第1順位 市内に事業所を有する者の広告

(2) 第2順位 前号に該当しない者の広告

3 前項の規定によっても、別表2の各掲載箇所の広告掲載者が決定しないときは、当該箇所ごとに、市長が別に定める方法により、抽選を行うものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、掲載希望者に香取市循環バス広告掲載可否決定通知書(別記第2号様式)により通知する。

(広告の内容、デザイン等の変更要求)

第10条 市長は、掲載する広告の内容及びデザイン等が掲載基準に違反していると判断したときは、前条の規定による広告掲載の決定の前後にかかわらず、掲載希望者に対してその内容及びデザイン等の変更を求めることができる。

(広告原稿の提出)

第11条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期間内に広告原稿を提出しなければならない。

(掲載料の納付)

第12条 広告主は、市長が指定する期間内に掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。

(3) 第10条の規定による掲載する広告の内容及びデザイン等の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、香取市循環バスへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告掲載の中止)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止するときは、香取市循環バス広告掲載中止申出書（別記第3号様式）により、中止を希望する日の1か月前までに市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告主の希望による広告の内容、デザイン等の変更)

第15条 広告主は、承認された掲載期間の途中において、広告の内容、デザイン等の変更を申出ることができる。

- 2 広告の内容、デザイン等の変更を希望する広告主は、香取市循環バス広告掲載内容変更申出書（別記第4号様式）に変更後の広告案を添えて、変更を希望する日の1か月前までに市長に申し出なければならない。

- 3 市長は、変更後の広告案の内容、デザイン等について、第9条の規定による審査の結果に基づき掲載の可否を決定し、その結果について、広告主に香取市循環バス広告掲載内容変更承認通知書（別記第5号様式）により通知する。

(広告物の設置及び撤去方法)

第16条 広告物の設置及び撤去を行おうとするときは、香取市循環バスの運行業務に支障のないよう市長と協議の上、実施するものとする。

(費用負担)

第17条 広告に用いる掲載物の作製に要する費用は、広告主が負担するものとする。

- 2 設置された広告物が消失、破損又は劣化したときにおいて、その修復および設置に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失、破損又は劣化が本市の責めに帰する事由による場合は、本市の負担とする。

- 3 前各項に掲げるもののうち、広告主が費用を負担する作業におい

て、香取市循環バスの車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が費用を負担して原状回復するものとする。

(掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により市長が広告を掲載できなかったときは、納付済みの掲載料のうち、掲載できなくなった日の属する月分の月額掲載料を広告主に返還する。ただし、車両点検時等において一時的に掲載できなかった期間は除くものとする。

2 掲載料の還付を受けようとする者は、香取市循環バス広告掲載料還付請求書（別記第6号様式）により市長に請求しなければならない。

3 還付する掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載料の減免)

第20条 市長は、特に必要があると認めるときは、掲載料の額を減額又は免除することができる。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 広告の掲載期間については、第4条の規定にかかわらず、平成23

年度に限り、平成23年10月1日から平成24年3月31日までのうち、月を単位として、希望する期間とする。

- 3 広告の掲載期間については、第4条の規定にかかわらず、令和3年度に限り、4月上旬から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日までの期間とする。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、施行日以後に募集される車体広告について適用し、同日前に決定を受けた広告については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、施行日以後に募集される車体広告について適用し、同日前に決定を受けた広告については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項及び第6条第1項の規定は、施行日以後に募集される車体広告について適用し、同日前に決定を受けた広告については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。

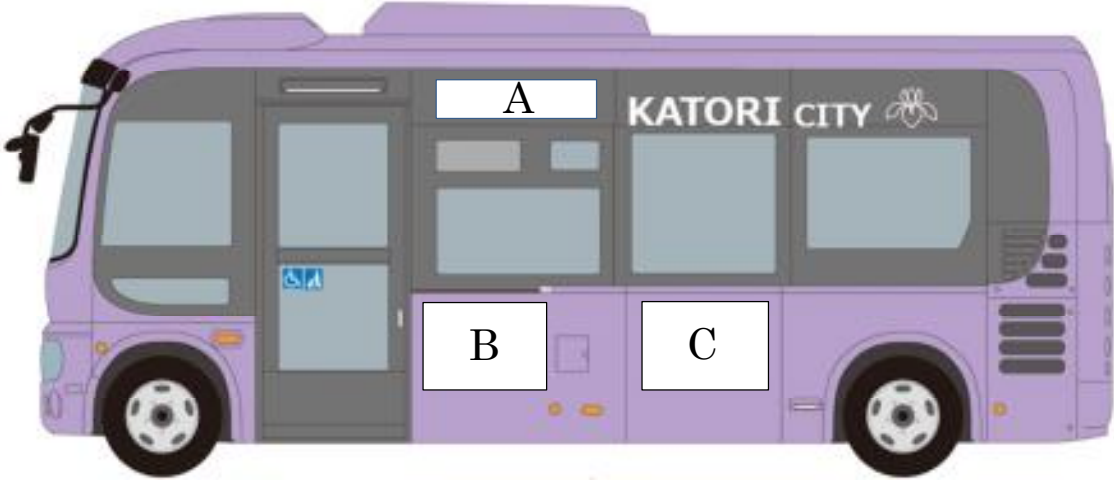
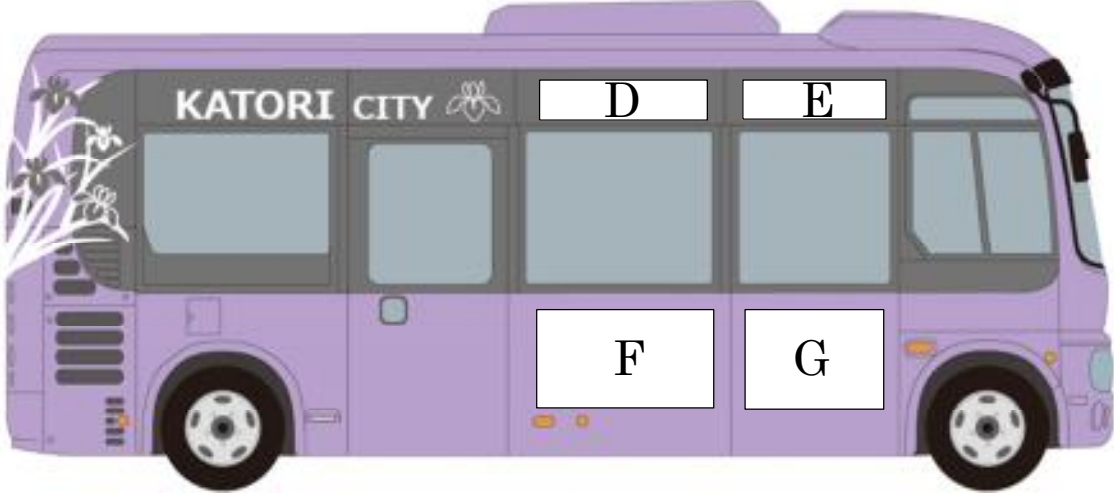
(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項及び第6条第1項の規定は、施行日以後に募集される車体広告について適用し、同日前に決定を受けた広告については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

別表 1 （第 4 条 関 係）

	広 告 の 掲 載 位 置
車 体 左 側 面	
車 体 右 側 面	
車 体 後 部	

別表 2（第 6 条関係）

掲載位置 注 1	広告物の 材質	枠数 注 2	広告の規格 (縦×横) 注 3	月額掲載料 注 4
A	剥離跡が残らず、吸着性の強いもの (最長 2 年間の掲出に耐えられるもの)	4 枠	300mm×1,200mm	1,000 円/枠
B		4 枠	600mm×800mm	2,500 円/枠
C		4 枠	600mm×900mm	3,000 円/枠
D		4 枠	300mm×1,200mm	2,000 円/枠
E		4 枠	300mm×1,000mm	2,000 円/枠
F		4 枠	600mm×1,200mm	4,000 円/枠
G		4 枠	600mm×1,000mm	4,000 円/枠
H		4 枠	300mm×1,000mm	4,000 円/枠
車内 (窓上)	厚紙等	4 枠	B 3 横版	500 円/枠

注 1) 当該欄に記載のあるアルファベットは、別表 1 に記載のものに対応する。

注 2) 香取市循環バス車両 4 台（佐原市街地ルート、小見川市街地ルートにおいて各 2 台）で各 1 枠とする。

注 3) 当該欄に記載のある規格値は、広告物の設置可能な最大の範囲を示している。広告主は、この範囲内において希望する大きさの広告を掲載することができる。

注 4) 当該欄に記載のある料金は 1 枠あたりの価格であり、また、広告の製作費、設置及び撤去費用は含まないものとする。

別 記

第 1 号様式（第 8 条）

香取市循環バス広告掲載申込書

年 月 日

香取市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の職氏名）

香取市循環バス広告掲載取扱要領の内容を確認・同意の上で、
同要領第 8 条の規定により、香取市循環バスの広告の掲載につ
いて、次のとおり申込みます。

希 望 順 位	掲 載 ル ー ト	掲 載 位 置	掲 載 期 間	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				

香取市循環バス広告掲載取扱要領第 6 条第 1 項及び香取市広
告掲載基準の規定に基づいた広告案を添付してください。

上表備考欄には、その他希望がある場合にご記入ください。

別 記

第 2 号様式（第 9 条第 4 項）

香取市循環バス広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

香取市長 印

年 月 日付けで申込みのあった香取市循環バスへの
の広告の掲載について、香取市循環バス広告掲載取扱要領第 9
条第 4 項の規定により、次のとおり決定します。

決定区分	☐ 承認します。		
	☐ 承認しません。 (理由)		
広告の掲載位置	掲載位置		月額
	イ		
	ロ		
	ハ		
	ニ		
	ホ		
広告の掲載期	年 月 日 ～ 年 月 日		
広告掲載料	円		
納入期限	年 月 日		
原稿提出期限	年 月 日		

別 記

第 3 号様式（第 14 条第 1 項）

香取市循環バス広告掲載中止申出書

年 月 日

香取市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の職氏名）

香取市循環バス広告掲載取扱要領第14条第1項の規定により、香取市循環バスの広告の掲載について、次のとおり掲載の中止を申し出ます。

広告の掲載中止 日	年 月 日	
広告の掲載路線 及び掲載位置	掲載路線	掲載位置

別 記

第 4 号様式（第 15 条第 2 項）

香取市循環バス広告掲載内容変更申出書

年 月 日

香取市長様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の職氏名）

香取市循環バス広告掲載取扱要領第15条第2項の規定により、香取市循環バスの広告の掲載について、次のとおり広告の内容の変更を申し出ます。

広告の変更日	年 月 日	
広告の掲載路線 及び掲載位置	掲載路線	掲載位置
広告の内容		

備 考

香取市循環バス広告掲載取扱要領第6条第1項及び香取市広告掲載基準の規定に基づいた広告案を添付してください。

別 記

第 5 号様式（第 15 条第 3 項）

香取市循環バス広告掲載内容変更承認通知書

年 月 日

様

香取市長 印

年 月 日付けで申込みのあった香取市循環バスへの
の広告の掲載内容の変更について、香取市循環バス広告掲載取
扱要領第15条第3項の規定により、次のとおり決定します。

決定区分	☐ 承認します。	
	☐ 承認しません。 (理由)	
広告の掲載路線 及び掲載位置	掲載路線	掲載位置
原稿提出期限	年 月 日	

別 記

第 6 号様式（第 18 条第 2 項）

香取市循環バス広告掲載料還付請求書

年 月 日

香取市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の職氏名）

香取市循環バス広告掲載取扱要領第18条第2項の規定により、香取市循環バス広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
請求金額		
振込金融機関	銀行 農業協同組合 金庫 信用組合	本店 支店 支所
預金種目	1 . 普通 2 . 当座	
口座番号		
口座名義人 (カタカナ)		

備 考

口座名義人は、請求者本人としてください。